

京都市觀光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月28日

京都市長 松井孝治

京都市規則第44号

京都市觀光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市觀光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第7条第3項」を「第9条第5項」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「第7条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条中「第6条」を「第8条」に、「の額は、別表のとおり」を「は、別表に掲げる額（条例第7条第1項の規定により駐車させようとする者にあっては、1回につき1,500円）」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

（バスの駐車に係る許可の申請）

第6条 条例第6条第1項の規定による許可の申請は、電子情報処理組織（指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うものとする。

2 前項の申請は、当該許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機から、次に掲げる事項を入力することにより行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び連絡先（団体にあっては、名称及び代表者名並びに連絡先）
- (2) 駐車させようとする駐車場の名称
- (3) 駐車させようとする日時
- (4) 駐車させようとするバスの台数
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定にかかわらず、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して第1項の申請を行うことができないと指定管理者が認めるときは、当該申請は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を指定管理者に提出することにより行うものとする。

（受付期間）

第7条 前条の規定による申請は、駐車させようとする日の3箇月前の日（次項において「受付開始日」という。）の午前10時から駐車させようとする日の午前6時までの間、受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、完全予約期間において、次の各号のいずれかの行事のために京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させようとする場合にあっては、受付開始日の7日前の日の午前10時から前条の規定による申請を受け付けるものとする。

（1）学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他の行事で、当該学校の児童、生徒又は学生が参加するもの

（2）次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）で、当該施設の幼児が参加するもの

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

（許可等の通知）

第8条 指定管理者は、第6条の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、電子情報処理組織を使用する方法（電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用することができない場合にあっては、書面）によりその旨を申請者に通知する。

別表中「第6条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例（令和7年12月22日京都市条例第30号）による改正後の京都市観光駐車場条例第6条第1項の規定による許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則による改

正後の京都市觀光駐車場条例施行規則第6条から第8条までの規定の例により行うこ
とができる。

(建設局自転車政策推進室)